

# 第2回嬉野市議会臨時会議案

平成25年7月29日提出

嬉 野 市

報告 番号	提出年月日	報 告 名	頁
7	平成25年7月29日	専決処分（第7号）の報告について	1

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
80	平成25年7月29日	平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）	別冊

報告第7号

専決処分（第7号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成25年7月29日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

専決処分第7号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年6月20日

嬉野市長 谷口 太一郎

- 1 事案の内容  
修学旅行中に発生した損害賠償事案
- 2 事案発生年月日  
平成24年5月9日
- 3 事案発生場所  
鹿児島県鹿児島市
- 4 損害賠償額  
金337,000円
- 5 損害賠償の相手方  
嬉野市在住 男性